

★公共施設の予防対策内容（学校等教育関係施設除く）

施設名・行事名	施設休業期間 (行事開催日)	感染予防対策内容	担当課	該当事業No.
羽島市庁舎 北庁舎・中庁舎・本庁舎・保健センター・情報防災庁舎	なし	・施設内に手指消毒液とアクリルパーテーションを設置することで、施設内利用者間での感染拡大防止対策を実施した。 ・ポリジン加工の執務用回転椅子、会議用テーブルを購入し、職員の感染拡大防止策を実施した。 ・デジタルサイネージを購入し、来庁者へのコロナウィルス感染の注意を促した。	管財課	29
		・保健センターの抗菌・耐薬仕様のフロアマット張り替え工事等を実施し、施設来所者及び職員への感染症予防対策を実施した。	子育て・健幸課	30
避難所 (体育館・コミュニティセンター・防災ステーション)	なし	・扇風機、段ボールベッド及びパーテーション等の災害時における避難所開設・運営に必要な資機材の整備を行うことで、避難所の感染拡大の防止対策を実施した。	危機管理課	24・25・26・27
投票所（コミュニティセンター及び公民館）・開票所（市民会館）	(令和2年10月1日 ～令和3年1月24日)	・施設内に手指消毒液やサーモカメラを設置したり、使い捨て鉛筆、使い捨て手袋、パーテーション等を使用させることで、施設内利用者間での感染拡大防止対策を実施した。	総務課	28・31